岩手県告示第495号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成29年6月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 出席して受講する研修及び講習の開催年月日及び開催場所

種 類	開催年月日	開催場所	
		名 称	所在地
研修	平成29年9月10日(日)	釜石地区合同庁舎	釜石市新町6番50号
	平成29年10月22日(日)	久慈地区合同庁舎	久慈市八日町一丁目1番地
	平成29年11月19日(日)	一関地区合同庁舎	一関市竹山町7番5号
	平成29年12月10日(日)	岩手県自治会館	盛岡市山王町4番1号
講習	平成29年9月10日(日)	釜石地区合同庁舎	釜石市新町6番50号
	平成29年10月22日(日)	久慈地区合同庁舎	久慈市八日町一丁目1番地
	平成29年11月19日(日)	一関地区合同庁舎	一関市竹山町7番5号
	平成29年12月10日(日)	岩手県自治会館	盛岡市山王町4番1号

- 3 通信制による研修及び講習の受付期間及びレポート提出締切年月日
 - (1) 研修
 - ア 受付期間 平成29年10月2日(月)から同月27日(金)まで
 - イ レポート提出締切年月日 平成29年11月30日(木)
 - (2) 講習
 - ア 受付期間 平成29年10月2日(月)から同月27日(金)まで
 - イ レポート提出締切年月日 平成29年11月30日(木)
- 4 受講料
 - (1) 研修 1人 5,000円
 - (2) 講習 1人 4,500円